

時事新報定價

時事新報	一年三百六十五日	一日	休刊	七	其代價
送料	廣告料	左ノ如シ			
一行	二行	三行	四行	五行	
一日	二日	三日	四日	五日	
六日	七日	八日	九日	十日	
十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	
十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	
二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	
二十六日	二十七日	二十八日	二十日	三十日	
三十一日	三十二日	三十三日	三十四日	三十五日	
三十六日	三十七日	三十八日	三十九日	第四十日	
第四十一日	第四十二日	第四十三日	第四十四日	第四十五日	
第四十六日	第四十七日	第四十八日	第四十九日	第五十日	
第五十一日	第五十二日	第五十三日	第五十四日	第五十五日	
第五十六日	第五十七日	第五十八日	第五十九日	第六十日	
第六十一日	第六十二日	第六十三日	第六十四日	第六十五日	
第六十六日	第六十七日	第六十八日	第六十九日	第七十日	
第七十一日	第七十二日	第七十三日	第七十四日	第七十五日	
第七十六日	第七十七日	第七十八日	第七十九日	第八十日	
第八十一日	第八十二日	第八十三日	第八十四日	第八十五日	
第八十六日	第八十七日	第八十八日	第八十九日	第九十日	
第九十一日	第九十二日	第九十三日	第九十四日	第九十五日	
第九十六日	第九十七日	第九十八日	第九十九日	第一百日	

時事新報

時事新報ハ一年三百六十五日一日休刊セズ其代價選送料廣告料ハ左ノ如シ

一行五活字廿四行 一日限 二日以上 七日以上

一行 二行 三行 四行 五行

一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 二十一日 二十二日 二十三日 二十四日 二十五日 二十六日 二十七日 二十八日 二十九日 第三十日

第三十一日 第三十二日 第三十三日 第三十四日 第三十五日 第三十六日 第三十七日 第三十八日 第三十九日 第四十日

第四十一日 第四十二日 第四十三日 第四十四日 第四十五日 第四十六日 第四十七日 第四十八日 第四十九日 第五十日

第五十一日 第五十二日 第五十三日 第五十四日 第五十五日 第五十六日 第五十七日 第五十八日 第五十九日 第六十日

第六十一日 第六十二日 第六十三日 第六十四日 第六十五日 第六十六日 第六十七日 第六十八日 第六十九日 第七十日

第七十一日 第七十二日 第七十三日 第七十四日 第七十五日 第七十六日 第七十七日 第七十八日 第七十九日 第八十日

第八十一日 第八十二日 第八十三日 第八十四日 第八十五日 第八十六日 第八十七日 第八十八日 第八十九日 第九十日

第九十一日 第九十二日 第九十三日 第九十四日 第九十五日 第九十六日 第九十七日 第九十八日 第九十九日 第一百日

惡習慣を作る勿れ

明二十三年には念々國會を開くる事あれば世の政黨員たるものは今日より議員擧擧の事に心掛るは勿論、既に議場に出でたる其上の事に就ても豫め注意する所ある可らず蓋し議場の論議に關しては自ら法規の存する事ならんれば敢て喋々する及ばざるが如くなくれども事の實際に於ては法律規則の文面よりも習慣の方が大切にして如何に金科玉條の備ありても習慣の宜しきを得ざるに於ては如何ともす可らず左れば政治上の總ての事柄は申す迄もなく特に議事の體裁などに至りては豫め善習慣を養生するも最も大切なり

と知る可し今日に於ける政黨の運動所行を見るに頗る活潑にして末頼母しきも似たれども中には餘り粗暴な流れて感服するも能はざるものなきもあらず然れども之を要するに其運動所行は次第に後來の習慣を成して取も直さず國會議場にその形を顯はすものなれば黨員中の先輩を以て任する人々は豫め此邊の注意に怠らずして今日の運動所行中に喜すべきものあらば之を助長して他日の習慣を造るの工風を爲し又もしも思ひ可きものあるときは大に之を戒めて後來の禍根を未だ成長せざるに絶つ心掛事一なる可し如何にすれば習慣なる者は之を養成するも容易ならざるのみならず唯その成行にのみ任するときは獨り惡習慣のみ其勢力を逞くするの恐なきもあらざればなり近來各地方より

の報道を聞くに演説會は亂暴したりと云ひ懇親會の席上も腕力を用ひたりと云ひ其たしきは町村振興會の議場に死者ありと云ふなど奇聞怪報一として足らず往々人の聲を僅す事なれども元是れ未流餘類の舉動として齒牙に掛くるも足らず奥山も時雨すれば外山も紅雲を見る可し今日の如く政黨政黨互に相對立して輿論を離はす最中又當りては遠隔なる各地方に於ける未流輩中に斯る舉動あるも敢て深く怪しむに足るものなし唯先輩たる人々の注意に依りて流弊の餘り甚だしきに至らざらん事を望み居たるに近日に至りては其輿論の狀却てますます激しく種々不可思議の奇觀を呈出するものあり如し我輩は固より政黨の争に關して云々せんとするものにあらず殊に目下の大問題たる條約改正の如きは國家の一大事にして其關係する所少なからざれば隨て輿論の喧しきも亦至當の事にして怪しむに足らざれども各政黨の人々が之に就ての舉動に至りては蓋も厭する所なきのみならず或は後來に惡習慣を遺すの端となるも亦不可らざれば我輩は不好く乍らも爲め

と云ふを以て其人々の善考を供せざるを得ず聞く所と雖も西洋諸國の國會議場を始め總て政治の事を論

官報

論する席上の例として議論の喧しきは勿論、時として熱心の餘り雙方の議論相激して大人氣なき舉動を演ずる事もなきにあらざれども是は例外の例にして通常の場合に於ては黨中二三の領袖たる者が立って既述を述べれば其他の黨員は之に同意を表するのみにして銘々に喋々するもなき蓋し此の如くあらざれば徒らに議場の紛擾を免れざるのみならず且つ其主論を論議を以て以て他黨を當るに不便なればなり彼の國々に於ては既に其習慣をなして議場などの有様は既に靜謐なりと云ふ代議政體も將に其實行を見んとする今日の日本も於ては斯る美風も最も則る可きものあるも然るに近來實地の有様に就て見れば其爲る所は頗る之に異なるが如し例へば過日非條約改正派の人々が千歳座に於て三日間の演説を催はしたりと云へば之に反對なる一方にても彼も劣る可らずとの意氣組にて更なる新富座に於て同じく三日間の演説を開て之を抗し或は反對者中も壯年血氣のものありて會場に亂暴を試れば一方も亦負けず劣らず壯士を繰出して之を應ずるなど事の行掛りにて致方なしと云へて決して政敵の好風景と云ふ可らず蓋し雙方對立して相論相駁するの餘りよは時として興に乗じ案外の奇態を演ずるは今の人情として免れ難き處なれども又退て熱らく前途の事を考ふれば小事なりとて決して輕視す可きにあらず今の政黨員なる者は何れも國會の議場に列席せんと期する所の人なるに若し不幸にして惡習慣を其間に養成し明年の國會議場も於て斯る現象を見るもあらば如何す可きや

場所柄に對して人々自から警しむる所もある可しと雖も議論切迫の場合には故態の再發、圖る可らず今日の處にては政治の談論上如何なる不體裁を極むるも漫然たる世間の出來事として其關係する所は誠によ少なけれども若し其餘波を國會議場に見るに至りては事決して容易ならず或は之よりして意外の變事を生ずるとなしとも云ひ難し左れば政黨の先輩たる人々は目前の事を以て自然の成行にのみ任せず此際當りて豫め前途の注意肝要なる可しと信するなり

大藏省告示第七十五號

佐賀第七十二國立銀行ノ債明治二十二年十月三日ヲ以テ長崎縣下長崎市本下町三十三番地ニ支店ヲ設置ス

明治廿二年 大藏大臣伯耆松方正義

陸軍省告示第十八號

屯田兵軍法會議ハ札幌ニ設置ス

明治廿二年 陸軍大臣伯耆大山 巖

逓信省告示第二百三號

明治二十一年(三月)告示第二百六號郵便切手買下人心傳中左ノ通加除ス

十月十八日 逓信大臣伯耆藤原義典

郵便切手買下人心傳

第四條第十四條第十五條第十六條本文及第六條但書並第一號書式第一等ノ下ニ又ハ二等ノ四字ヲ加ヘ第十四條第十五條本文及第十六條但書並書式第一等ノ下ニ又ハ二等ノ四字ヲ加ヘ

東京府告示第八十四號

本年十一月二十一日南足立郡ニ於テ郡職共事員下谷區ニ於テ區職共事員各一名ノ補選開會ヲ行フ

開會ハ同日午前九時トシ投票開閉ハ同日午後二時限トス

明治廿二年 東京府知事男爵高崎五六

東京府告示第八十三號

本年十一月二十日下谷區ニ於テ府會議員一名ノ補選開會ヲ行フ

開會ハ同日午前九時トシ投票開閉ハ同日午後二時限トス

明治廿二年 逓信大臣伯耆藤原義典

- 十五 逓信省告示第二百四號
- 十六 逓信省告示第二百五號
- 十七 逓信省告示第二百六號
- 十八 逓信省告示第二百七號
- 十九 逓信省告示第二百八號
- 二十 逓信省告示第二百九號
- 二十一 逓信省告示第三百號
- 二十二 逓信省告示第三百一號
- 二十三 逓信省告示第三百二號
- 二十四 逓信省告示第三百三號
- 二十五 逓信省告示第三百四號
- 二十六 逓信省告示第三百五號
- 二十七 逓信省告示第三百六號
- 二十八 逓信省告示第三百七號
- 二十九 逓信省告示第三百八號
- 三十 逓信省告示第三百九號
- 三十一 逓信省告示第四百號
- 三十二 逓信省告示第四百一號
- 三十三 逓信省告示第四百二號
- 三十四 逓信省告示第四百三號
- 三十五 逓信省告示第四百四號
- 三十六 逓信省告示第四百五號
- 三十七 逓信省告示第四百六號
- 三十八 逓信省告示第四百七號
- 三十九 逓信省告示第四百八號
- 四十 逓信省告示第四百九號
- 四十一 逓信省告示第五百號
- 四十二 逓信省告示第五百一號
- 四十三 逓信省告示第五百二號
- 四十四 逓信省告示第五百三號
- 四十五 逓信省告示第五百四號
- 四十六 逓信省告示第五百五號
- 四十七 逓信省告示第五百六號
- 四十八 逓信省告示第五百七號
- 四十九 逓信省告示第五百八號
- 五十 逓信省告示第五百九號
- 五十一 逓信省告示第六百號
- 五十二 逓信省告示第六百一號
- 五十三 逓信省告示第六百二號
- 五十四 逓信省告示第六百三號
- 五十五 逓信省告示第六百四號
- 五十六 逓信省告示第六百五號
- 五十七 逓信省告示第六百六號
- 五十八 逓信省告示第六百七號
- 五十九 逓信省告示第六百八號
- 六十 逓信省告示第六百九號
- 六十一 逓信省告示第七百號
- 六十二 逓信省告示第七百一號
- 六十三 逓信省告示第七百二號
- 六十四 逓信省告示第七百三號
- 六十五 逓信省告示第七百四號
- 六十六 逓信省告示第七百五號
- 六十七 逓信省告示第七百六號
- 六十八 逓信省告示第七百七號
- 六十九 逓信省告示第七百八號
- 七十 逓信省告示第七百九號
- 七十一 逓信省告示第八百號
- 七十二 逓信省告示第八百一號
- 七十三 逓信省告示第八百二號
- 七十四 逓信省告示第八百三號
- 七十五 逓信省告示第八百四號
- 七十六 逓信省告示第八百五號
- 七十七 逓信省告示第八百六號
- 七十八 逓信省告示第八百七號
- 七十九 逓信省告示第八百八號
- 八十 逓信省告示第八百九號
- 八十一 逓信省告示第九百號
- 八十二 逓信省告示第九百一號
- 八十三 逓信省告示第九百二號
- 八十四 逓信省告示第九百三號
- 八十五 逓信省告示第九百四號
- 八十六 逓信省告示第九百五號
- 八十七 逓信省告示第九百六號
- 八十八 逓信省告示第九百七號
- 八十九 逓信省告示第九百八號
- 九十 逓信省告示第九百九號
- 九十一 逓信省告示第一千號
- 九十二 逓信省告示第一千一號
- 九十三 逓信省告示第一千二號
- 九十四 逓信省告示第一千三號
- 九十五 逓信省告示第一千四號
- 九十六 逓信省告示第一千五號
- 九十七 逓信省告示第一千六號
- 九十八 逓信省告示第一千七號
- 九十九 逓信省告示第一千八號
- 一百 逓信省告示第一千九號

東京府告示第八十四號 本年十一月二十一日南足立郡ニ於テ郡職共事員下谷區ニ於テ區職共事員各一名ノ補選開會ヲ行フ

開會ハ同日午前九時トシ投票開閉ハ同日午後二時限トス

明治廿二年 東京府知事男爵高崎五六

東京府告示第八十三號 本年十一月二十日下谷區ニ於テ府會議員一名ノ補選開會ヲ行フ

開會ハ同日午前九時トシ投票開閉ハ同日午後二時限トス

明治廿二年 逓信大臣伯耆藤原義典